

令和8年度 社会福祉法人昭和福社会 事業計画

【基本方針】

理念である『わたしたちは、ご利用者を第一に考え真心あるサービスの提供に努めます。』を基本とし、誠実で思いやりの気持ちで地域で生活されている高齢者や障がい者の方が、住み慣れた環境の中で暮らしが継続できるよう施設や事業所、各関係機関と連携し、限られた人材・設備・資金等を活用し、より質の高いサービスを効率良く継続的に提供出来る経営に努めて参ります。

感染症や自然災害等が発生した場合であっても、ご利用者に必要なサービスが提供できる体制を維持できるよう、業務継続計画の確認と更新、研修と訓練に取り組みます。

慢性的な職員不足解消のため法人内での連携を強化し、介護 ICT(情報通信技術)等を活用しながら科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供に努めます。また、生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境作りに取り組み、人材の確保や介護現場の革新のためにも、業務効率化や負担軽減と処遇改善を図ります。

今後も人事考課制度を有効活用し、法人内で共有すべき価値観や行動基準を浸透させ、職員が一丸となり同じ期待像を共有化することで『何を目標に成し遂げればいいのか』という視点を明確にし取り組んで参ります。

I 特別養護老人ホーム昭和ホーム「本館」

【基本事項】

(1) 従来型多床室のため画一的なサービス提供にならないように、個別ケアの提供に努めます。

- ・ご利用者一人ひとりの個性や生活歴を尊重し、集団生活への調和と穏やかな生活が送れるよう支援します。
- ・短期入所ご利用者については、在宅での生活が継続出来るよう心身機能の維持に配慮します。

(2) 職員採用と定着に努め、職員数に合った入所受入れを実施します。

- ・本館施設利用率76%以上、本館短期利用率85%以上を目標とします。

(3) 信頼できる施設づくりの基本として職員教育を実施します。

- ・感染症や非常災害が発生した場合でも、必要なサービスの提供が継続できるよう、業務継続計画の見直し、研修と訓練を行います。
- ・防災・非常災害対策の充実と体制強化のため、避難訓練と災害時用機器の取り扱い方法の周知と点検を実施します。
- ・義務化となった研修（感染症対策・事故防止対策・虐待防止・身体拘束廃止）を開催するために研修計画を作成・実施し、内容について記録します。
- ・資格を有さない介護職員への認知症基礎研修の受講を実施します。

特別養護老人ホーム昭和ホーム「ユニット館」

【基本事項】

- (1) ユニットケアの特性を活かし、ご利用者一人ひとりの個性や生活リズムに合わせたサービスの提供に努めます。また、ご利用者同士が相互に社会的関係を築きその人らしく生きいきと自律的な日常生活を営んでいただくよう支援いたします。
 - ・本人の意思や生活習慣が優先される居住空間を整備します。
 - ・10人ずつのユニットグループと可能な限り職員を固定配置し、よりなじみの関係を構築し、ご利用者それぞれの24時間の暮らしを支えます。
 - ・今後も24時間シート(個別日課表)を作成し、記録との連動により、ケアの統一化と質の向上に努め、ケアプラン更新時には24時間シートとの整合性を図りご利用者の状態変化に対応します。
- (2) 職員採用と定着に努めユニット型個室の入居を促進し利用率86%以上を目指します。
- (3) 信頼できる施設づくりの基本として職員教育を実施します。
 - ・感染症や非常災害が発生した場合でも、必要なサービスの提供が継続できるよう、業務継続計画の見直し、研修と訓練を行います。
 - ・防災・非常災害対策の充実と体制強化のため、避難訓練と災害時用機器の取り扱い方法の周知と点検を実施します。
 - ・義務化となった研修(感染症対策・事故防止対策・虐待防止・身体拘束廃止)を開催するために研修計画を作成・実施し、内容について記録します。
 - ・資格を有さない介護職員への認知症基礎研修の受講を実施します。

【重点事項】

□総務係

①経営基盤の強化

- ・拠点区分毎に、適正な会計処理を行います。
- ・介護報酬改定に伴う変更・申請を適切に行い、本館・ユニット館の効率的な運営に取り組み、経費節減、業務改善に努めます。
- ・各種補助金を有効に活用し、固定資産物品等の計画的な入替に努めます。
- ・ホームページ・ハローワーク・職員募集広告等を活用し、引き続き人材確保に努めます。

②職員の資質向上

- ・キャリアパスに応じた計画的な外部・オンライン・動画研修への参加及び、内部研修の充実のため、年間研修計画を作成し職員に周知を図ります。
- ・経験年数や職種に応じたキャリアアップのために、外部・オンライン・動画研修の活用を図りながら、内部研修も充実させ、全体的な研修体系の確立を図ります。
- ・職員の能力開発・育成への活用、公正な職員処遇の実現、個人の意欲の喚起と組織活性化のため、適正な人事考課を行います。

□生活相談係

①自立支援に向けたケアマネジメントの実施

- ・ご利用者、ご家族の思いを確認し、望む生活が続けられるようケアの充実を図ります。
- ・定期的にカンファレンスを開催し、多職種の専門的意見が共有できる場を作ります。
- ・ご利用者、ご家族に満足していただけるサービスが提供できるよう取り組みます。

②相談援助支援

- ・日頃からご利用者とのコミュニケーションを図り、気軽に相談できる環境作りに取り組みます。

③ご家族への支援

- ・日常生活の様子を定期的に報告します。
- ・ご家族への連絡、情報提供をこまめに行うよう努めます。
- ・ご家族が満足していただけるかたちで面会が実施できるよう取り組みます。

④地域・関係機関との連携

- ・地域の感染状況に応じてボランティアの受け入れを実施します。
- ・居宅介護支援事業所と連携を図り、地域住民のニーズに応じた受け入れを実施していきます。

□養護係(本館)

①施設内で生活されるご利用者一人ひとりの生活歴や人生観の理解・把握に務めます。また、その方らしく過ごせるようケアプランに沿ったサービスの提供をします。

②障がいや認知症があっても、その方らしく過ごせるよう行動の理解・把握に務めます。施設内で穏やかに過ごして頂けるよう、細やかなコミュニケーションを図ります。

③介護技術の内部研修会を開催し介護技術の習得・向上を図ります。また、外部研修やオンライン研修を受講し、その研修等で得た知識を伝達講習会で周知することで、より良いサービスの提供に努めます。

④施設全体で連携・協力し情報共有を行い、ご利用者一人ひとりが安心して穏やかに、楽しく過ごすことが出来るように、生活の質の向上に努めます。

□養護係(ユニット館)

①ご利用者、一人ひとりの意向に沿った支援ができるようなじみのある関係性を築き、暮らしの継続が出来るよう居室やユニット内の環境整備、各ユニット毎の特色が出せるような生活空間を作り、ユニットケアの推進に努めます。

②ケアプランの把握、24時間シートの作成と活用をし、一人ひとりの生活パターンや意向、思いを汲み取りながら安心した生活ができるよう支援していきます。

③内部研修や動画研修・外部研修へ参加し、知識と技術を習得し職員同士で共有、新入職員への指導方法を検討、全職員が安定した技術、知識で接することができるよう努めます。

④施設全体の協力体制作りと他職種との情報の共有・連携を密にし、統一した支援ができるよう努めます。

□看護係

①ご利用者の安全と健康

- ・準備した薬は一人ではなく、看護職員複数で確認します。更に看護職員と介護職員でダブルチェックを行い、誤薬事故防止に努めます。万が一事故が起こった場合には情報収集、原因を追求し委員会で協議して再発防止策を講じます。
- ・多職種との連携により日常の健康把握を行います。異常の兆候を早期に発見し、異状時には医師へ報告し指示を仰ぎ、迅速な対応に努めます。

②医療キーパーソンとしての役割

- ・村外、県外と遠方にお住まいのご家族が増えている中、医療情報をご家族へ電話にてわかりやすく説明するよう努めます。状態の変化や治療の方向性、内容など医師の所見や指示を報告し、ご本人・ご家族・施設職員を繋ぐキーパーソンとしての役割を努めます。

③終末期支援

- ・ご本人とご家族の意向に沿い、希望時は看取り支援を行います。施設看取りの方針を説明、病院との違いや、施設でできることは限られることに同意を得た上で看取りケアを開始します。医療・看護・介護、そしてご家族と連携を図りながら、ご利用者の身体の保清と安楽な看取りを実施します。

④褥瘡予防と早期治癒

- ・ヘルスケア委員会をはじめとして多職種と協働し褥瘡予防に努めます。褥瘡発生時は早期対応を行い早期治癒に努めます。

□栄養係

①栄養ケアマネジメントの実施

- ・ご利用者一人ひとりの解決すべき課題を把握し、他職種と連携を図り、最適な栄養ケアを提供し栄養状態の改善と生活の質の向上をめざします。

②給食管理

- ・ご利用者の嗜好や状態に合った食事を提供します。季節の食材を取り入れ、行事食や地元で親しまれている食事・選択食・ご利用者参加型のおやつの手作りなどを行い、楽しんでいただける食の場を広げていきます。

③衛生管理

- ・安全で美味しい食事作りを念頭に衛生管理を遵守し、食中毒の予防に努めます。また動画研修等を定期的に行い、職員の知識向上に務めます。

【具体的事項】

□委員会体制の充実

- ・本年度は各委員会の構成メンバーを改選しました。委員会の内容をより専門性に特化した内容とします。感染症の状況をみながら本館、ユニット館合同での会議開催を計画します。各委員会がそれぞれに自主性を発揮し活動を行えるよう支援していき、会議や活動への参加率の向上を目指していきます。
- ・各委員会の事業計画については、別紙のとおり。

Ⅱ すみれ荘居宅介護支援事業所

【基本事項】

要介護状態にあるご利用者が、住み慣れた自宅で自立した生活を送れるよう、医療機関や福祉機関等と連携を図り、適切なサービスが提供できるように支援を行います。

【重点事項】

- ①要介護状態にあるご利用者が抱える解決すべき課題を把握し、可能な限り自宅で自立した日常生活が送れるように、介護サービス計画書を作成し、ご利用者の状況に応じた適切な介護サービスの提供ができるように支援を行います。
- ②入院時は必要に応じて医療機関と連携して、ご利用者の生活や健康状態を把握し、退院時には医療機関からご自宅で生活するための情報を収集し、ご利用者が安心して生活ができるように支援を行います。
- ③ご利用者が安心して在宅生活が送れるように、在宅サービス機関や地域包括支援センターと連携し、総合的にご利用者を支えることができるように支援を行います。

Ⅲ 居宅介護サービス事業

【基本事項】

- (1)介護保険法の主旨に沿って、ご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じそれぞれの役割を持って自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援・援助及び機能訓練を行います。
- (2)ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、自宅での生活が継続できるよう支援します。経営基盤の安定に向けて、新規ご利用者の獲得と満足度の向上に努め、安定した稼働率の維持が図れるよう、今年度も引き続き職員一同で取り組みます。
- (3)感染症や自然災害等が発生した場合であっても、ご利用者に必要なサービスが提供できる体制を維持するため、業務継続計画の確認と更新、机上訓練と実地訓練に取り組みます。

1. 介護保険事業 重点事項

通所介護事業

- ①ご利用者一人ひとりの意思、人格を尊重し、常にご利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。経営の安定を図るため地域包括支援センター、居宅介護支援事業所と連携し、潜在的利用者の利用推進に努め、稼働率70%を目標として事業運営に取り組みます。
- ②介護予防を重点に作業療法士・理学療法士・看護師等が協働でリハビリを実施し、身体機能維持・向上ができるよう取り組み、在宅での生活が継続できるよう支援します。
- ③内部研修の充実を図り職員が自己実現や理念達成に向けて、仕事に対する高いモチベーションを持ち、知識、能力、技術の向上に努め質の高いサービス提供に努めます。
- ④ご利用者の意向や趣味を考慮しつつ、様々なアクティビティを取り入れ生活に張り合いを見出すための取り組みを積極的に行います。
- ⑤日頃からご利用者、ご家族とコミュニケーションを図り、問題があった際はご家族へ

相談するなど連携を図ることで、ご利用者、ご家族の安心感に繋がるよう信頼関係の構築に努めます。

訪問介護事業

- ①在宅で生活するご利用者が住み慣れた地域で自分らしく生活できるよう、個別のニーズに応じた援助を行い、一人ひとりの心身の特性を踏まえ、入浴・排泄・食事の介護を含む日常生活全般の支援を提供し、自立した生活の維持をサポートします。
- ②訪問介護サービスの内容について、ご利用者、家族への周知徹底を図り、安心して利用できる体制を整え、サービスの質向上のため、最新の介護技術や知識を取り入れた研修を継続的に実施し、職員の専門性を高めます。
- ③ご利用者の介護度悪化の防止とご家族の介護負担軽減を図り、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、関係機関と緊密に連携します。

2. 指定管理事業 重点事項

1) 高齢者生活支援センター

- ①9世帯9名が入居されている中で入居者のプライバシーに配慮し、複合的な生活支援、介護に努めながら最大限に個別の希望が満たされるよう努めます。
- ②要介護者が増える中で、ご利用者の状態に合わせた対応を関係機関及びご家族等と相談し、ご利用者の意思を尊重した対応を図ります。
- ③入居者が安心した生活が送れるよう主治医、包括支援センターと連携を図り、各種相談、助言、緊急時の対応を迅速にできるよう努めます。

2) 配食サービス事業

- ①地域において自立した日常生活を営むことができるように、訪問介護や通所介護と一体的に取り組むとともに、食生活や調理力向上のための必要な助言・指導を実施し、栄養状態の維持、改善や見守り等を支援を効果的に実施します。
- ②自宅を訪問し本人に直接、食事を手渡しすることで、変わりなく元気で過ごしているか確認し、訪問時の会話のやりとりからご利用者の変化に気付き、必要に応じ関係機関に報告します。

3) 高齢者等外出支援サービス事業

- ①一般交通機関の利用が困難な高齢者等が住み慣れた地域で生活していくために、外出支援を行うことにより地域における自立生活及び社会参加の促進を図ります。
- ②日常生活で必要となる医療機関等への通院の支援を行うことにより、日常生活の利便性を確保し、住民の福祉サービスの向上が図れるよう努めます。
- ③福祉会全体の連携を図り突発的事案にも対応できる職員体制を構築し、ご利用者、ご家族のニーズに対応できるよう努めます。